

富山を固守すべきことを勸む。

【前田家文書】

一五四五

至于今日出馬遅々、定而無曲可被存候。飛州之儀相調、又遠州表之備聞合候故、如此之猶豫不被存不審候。此上は無用捨出馬候。畢竟富山之地、無油斷普請、極此一ヶ條候。漸及寒氣候間、至于越後長陣不可叶候。其分別尤候。委曲附與彼口上候。恐々謹言。

(元龜三年)

武田

九月廿六日

信玄 在判

杉浦壹岐法橋

長延寺

十月朔日。武田信玄、朝倉義景に、越中に於いて加賀の一向一揆と上杉謙信と對陣することを報す。

【南行雜錄】

一五四六

於越中、加州衆輝虎對陣、此表出陣遅々、意外候。一昨日三州衆先衆被遣候。信玄者、今朝日打立候。可御心安候。

畢竟其表堅固御備肝要候。恐々謹言。

(元龜三年) 十月朔日

(武田) 信玄

謹上 朝倉左衛門督殿

十一月十七日。越中瑞泉寺顯秀、上杉謙信の軍に對抗せんとして江沼・能美二郡の一揆の來援を求む。

【坪坂文書】

一五四七

端書無之候。

端書無之候。

態令啓候。仍此表之儀、彌敵之備手強陣取候。能美・江沼衆着陣、近比可然存候。就其諸篇申談度候間、一夜泊御越可然候。於其上國之躰京都に可有言上子細有之間、從我等如此可申由候。猶自杉壹法可有演說候。恐々謹言。

(元龜三年)

瑞泉寺

十一月十七日

顯秀 在判

御藏方衆御中

元龜四年

癸酉

天正元年

七月廿八日 皇紀二二三三 改元

正月廿八日。島山義胤、木田左京亮に、その逆意を翻すべきことを求む。

【寸錦雜錄】

一五四八

對義胤企逆意背申付趣、就相調者、國分知行分抱内三萬疋分、諸役皆免宛行候。右之段令成就、此方へ罷越候儀難成付而者、能州へ相退、入國之砌不移時刻可馳參儀肝要候也。

(元龜四年) 正月廿八日

(島山) 義胤 在判

木田左京亮殿

三月八日。島山義胤、木田左京亮に、被官飯川肥前守を味方に復せしめたる功を賞す。

【寸錦雜錄】

一五四九

重而對義胤、飯河肥前守父子三人、深重構逆意、越後表相引之段、返忠、則右之者共誓詞到來、別而忠節候。然慥

於成證跡者、國分熊石知行分一圓、諸役皆免、永令宛行畢。并任供衆候。彌此上可抽粉骨儀肝要者也。

(元龜四年) 三月八日

(島山) 義胤 在判

木田左京亮殿

七月十日。島山義胤、上杉謙信の臣直江景綱に、今尙越後に滞在する被官飯川肥前守等の處置を依頼す。

【伊佐早文書】

一五五〇

羽前

今度當表出陣、切々可相談之處、打續働付而無音之段、所存之外候。仍飯川肥前守・羽隅四郎左衛門尉、于今令滞留候。然者先日申越趣、以分別可然様取成偏頼入候。猶飯川若狭入道可申候。恐々謹言。

(元龜四年) 七月十日

(島山) 義胤 在判

直江大和守殿

(この文書は、本年三月八日附木田左京亮宛島山義胤消息の内容たる飯川肥前守の行動の後を言ふものゝ如し。因りて同年に配す。)